

療養所訪問を通してハンセン病問題を考える（5）

浅川 身奈栄（ハンセン病回復者と北海道をむすぶ会）

井上 昌和（ハンセン病回復者と北海道をむすぶ会）

樋口 みな子（ハンセン病回復者と北海道をむすぶ会）

三田 英二（ハンセン病回復者と北海道をむすぶ会）

これまで『ハンセン病回復者と北海道をむすぶ会』¹⁾では、2回にわたって台湾楽生院を訪問し、ハンセン病回復者の方々との交流を深めてきた。本報告は、2013年3月29～31日に台湾楽生院を訪問の際、ハンセン病回復者の方々から伺った話、および2013年10月、2014年1月に札幌などで行われたハンセン病回復者の方の講演などから、ハンセン病療養所の現状をまとめ、今後の課題を明らかにしたい。

キーワード：ハンセン病問題、社会復帰、ハンセン病問題基本法

はじめに～ハンセン病問題を取り巻く状況

2001年5月のハンセン病国賠訴訟熊本判決²⁾から間もなく13年が経過しようとしている。この間、ハンセン病国賠訴訟全国原告団協議会（全原協）・全国ハンセン病療養所入所者協議会（全療協）・ハンセン病国賠訴訟弁護団による統一交渉団が、毎年厚生労働省との定期協議を粘り強く続けているが、ハンセン病問題には、まだまだ解決せずに残されている課題が多数ある。

2008年より6月22日が「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」と定められ、2011年6月22日に厚生労働省正面玄関の前庭に建立された「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の碑」には、「……ハンセン病問題の解決に向けて全力を尽くすことを表明する」と刻まれている。

現在13か所の国立療養所で生活する回復者は、2013年5月末時点で1902名、平均年齢82.6歳と高齢化が進んでいる。多くの方は在所年数60年を越え、毎年150～160人が亡くなっている³⁾。年齢とともに介護度が重くなっている状況にもかかわらず、国は行政改革と閣議決定を盾に職員の後補充・正規雇用をせず、介護・看護職員の不足が常態化してきた。その結果、きめ細かい医療・看護・介護が受けられず、誤嚥性肺炎で命を落とす方や、転倒で骨折する方が増加するなど、

人間らしい生活が保障されない状況が続いている。

全療協は、2012年7月の臨時支部長会議で「入所者の生存権をも脅かしている実態を無視した政府の無責任極まりない姿勢に断固抗議をし、改善を求める実力行使（ハンスト、座り込み等）を50年ぶりに決定」した。

統一交渉団が、2013年度予算に要求が反映されるよう命がけの折衝を続けてきた結果、2012年度と同数の定員を確保することができた。これはハンセン病療養所を国家公務員の定員削減計画の対象から除外はしないが、削減分と同数の介護職員などを新たに補充し、毎年続いてきた職員減によりやく歯止めをかけたことになる。さらに、2014年度は、45人削減・46人増員で、定員が1人増える⁴⁾こととなった。

2009年4月より施行された「ハンセン病問題基本法」を受けて、ハンセン病療養所が法律の制限を受けずに、社会に開かれた施設として使用できる可能性が広げられた。現在入所されている方々が安心して生活できる環境を維持しつつ、一般市民も利用できる施設へと切り替えること（療養所の社会化）が療養所の存続を保障するからだ。現在各療養所では、将来構想として、地域に開かれた①医療施設、②福祉施設、③人権・教育の砦としての施設利用等が検討されている。療養所敷地内に保育園の開園、入院病床の地域開放な

ど、地域住民との相互交流がスタートした療養所も出てきているが、本格的な社会化にはまだ乗り越えなければならない課題が残されている。

日本国内には 13 か所の国立ハンセン病療養所と 2 つの私立療養所があり、ハンセン病元患者が生活している。ハンセン病療養所入所者のほかにも退所して社会生活を営んでいるいわゆる「退所者」、そして療養所入所経験のない「非入所者」がいる⁹⁾。

今年度は台湾楽生院への訪問や、札幌市・近郊で開催された公開講座等に参加し、回復者の方々との交流を深めてきた。今回はその中でハンセン病回復者の方々から伺った話から、ハンセン病療養所の現状、今後の課題を中心に報告したいと思う。

1. 台湾楽生院訪問

(1) 日本の弁護士を迎えての歓迎行事

今回 2 回目となる楽生院訪問は、偶然にも国賠訴訟弁護団の訪問日程と重なったために、当初予定していた園内見学、入所者の方々との交流だけにとどまらず、支援活動をしている学生さん達との交流、ひいては楽生院と行政（日本の厚労省にあたる）の方々と交流する機会も与えられ、大変意義深い訪問となった。

3 月 29 日楽生委員の会議室で行われた歓迎行事には、自救会などから入所者代表の方々・楽生院職員・衛生省職員・台湾弁護士・日本弁護士・台湾と日本の支援者が総勢 40 名ほど参加した。

入所者からは、今後 2 年間の課題として、介護・安全についての要望が出され、特に地下鉄工事の影響により、楽生院の安全が脅かされている問題について、政府にもっと注目してもらいたいとの訴えがあった。

衛生省副所長からは、戦前の人権侵害の隔離政策が戦後も続いていたこと、2008 年には補償金を支給したこと、名誉回復や医療・生活保障などの施策、謝罪もしたことなどが報告された。入所者からの要望に応える形で、現在 2 つの問題（高齢化による慢性疾患の問題、地下鉄工事と関連した問題）に直面しているとの話があった。

この集まりに先立ち、園内において記念植樹が行われており、日本弁護士団の徳田さんが「先ほど植えた桜が花を咲かす度にここを訪れたい。日本政府が犯した過ちを少しでも償うことができるといふ思いで行った裁判だった。隔離政策の過ちや人間回復について、学び支え合いながら今後も交流をしていきたい」と語られた。

国を越え、ハンセン病問題を共通の課題として、回復者の方々の安全や人権を守るための交流が台湾政府

も巻き込み、両国弁護士・支援者により進められていることに、韓国と台湾の回復者の補償を求めた裁判（ソロクト・楽生院裁判）が残した財産は大きなものだったと改めて感じた（井上昌和）。

(2) 楽生院問題と大学生活動

2013 年 3 月に台湾のハンセン病回復者が暮らす楽生院を訪ねた。4 年前に訪ねた時には新ビル移転問題で揺れていたが、今回、楽生院に残った方たち、新ビルに移転された方たちと再会できた。

学生たちとの交流が一番心に響いた。この日 10 人が集会所に来たが、パワーポイントを使って、楽生院のそばで建設中の地下鉄工事を具体的な調査をして危険だから場所を変えてと訴えた。このイラストが秀逸。何故危険か言葉が分からなくても一目瞭然だった。

3 月 16 日には、台湾全土から台北にかけつけて、楽生院を守ろうとデモが行われたそうだ。その時の様子もパワーポイントで紹介された。「六歩一跪」といい、六歩歩いて跪いて祈る行為である。それを 2 km にわたってデモを行なったとのこと。マイノリティの希望である楽生院を守りたいと訴える学生の優しさと熱意にジーンとして涙が出た。

学生、青年らが中心となって、入所者と共に、台湾の広範な人権団体、市民運動と連携して、人権回復の運動が進められていることを目の当たりにした瞬間だった。

私は反原発の市民運動にも関わっている。台湾では現在、3 基の原発が稼働し、4 基目の原発が建設中である。台湾総統は住民投票で、継続したいと考えているようだ。福島事故で、台湾でも反対運動が強まっている。3 月の反原発デモに約 10 万人が参加とニュースで伝えている（朝日新聞¹⁰⁾）。日本のニュースはリアルタイムで報じられているのも驚きだった。台湾の面積は 36,000 平方 km、人口 2,300 万人であるから、10 万人のデモがいかに大きいか想像がつく。彼らは反原発運動とも連携して運動を進めていることを知った。こういう横断的な市民運動が広がったら、力強いと思う。

台北市が 3 月 28 日に公表した世論調査では、「明日、住民投票が行われたら、投票に行く」との回答が 71%、「建設停止に賛成」が 66%に上ったと報じている（朝日新聞¹⁰⁾）。女性の関心が高いのは日本と同じだが、学生の意識の高さも大きいと、今回の訪問で強く感じた。台湾における市民運動についての考え方や男女平等の意識は、日本よりもずっと進んでいるようだ。学生たちが日常的にデモに参加して、意思表示する姿がパワーポイントの映像から伝わってきた。



画像1 大学生活動の様子

主権者は国民だという意識を日本人ももっと持たなくてはと台湾の青年たちから学んだ旅でもあった（樋口みな子）。

(3) 行政院衛生署樂生療養院を訪問して

2004年には韓国・小鹿島病院と台湾・樂生院の入居者が補償請求の棄却決定を受け、処分の取り消しを求める行政訴訟を東京地裁に提起している。なお、2005年10月25日には判決が同日にあり、台湾での強制隔離政策は「違法」としたが、韓国の入居者の訴えは退けられ、司法の判断が分かれたと記されている⁷⁾。「同じ被害の救済に差をつけていいのか」と日本、韓国、台湾の入居者が共に闘っていた。この裁判の弁護団の弁護士と今回、台湾で一緒することができた（台湾はWHOの勧告に従い、1960年代には患者の強制隔離政策を廃止している）。2006年には在外療養所の元患者に補償金を支給する改正ハンセン病補償法が成立している。

2013年3月29日～30日、ハンセン病回復者と北海道をむすぶ会メンバーと一緒に台湾の樂生院（行政院衛生署樂生療養院）を訪問した。樂生院張文賓さん（85歳）と4年ぶりのなつかしい再会となった（前回は2009年2月20日～23日の訪問）。現在、樂生院には日本人の在院数が10名位とのことで、だんだんと人数が少なくなっていることの話を知った。

IDEA Taiwan 樂生保留自救会において、樂生院を支援する団体による大規模デモ行進（3月16日）について、生活のケアを日本と同じレベルまで上げることを目的として、行われたことの説明を受けた。今回4年ぶりに台湾樂生院を訪問し、課題として、1つめは、入所者の高齢化に伴い、慢性疾患に対するケアの充実・ヘルパーをつけるなどますます安全な生活の保障をしていくことと医療の保障が重要であると思った。2つめは、樂生院に入所していない方々に対してもケ



画像2 IDEA Taiwan 樂生保留自救会

アや生活の保障という課題なども考えなくてはならないと感じた。

2. 上野正子さんの講演報告

(1) 2つの大学での公開講座

2013年10月21・22日の両日、鹿児島県の星塚敬愛園から上野正子さんを招き、北海道医療大学（当別町）と北星学園大学（札幌市）にて、公開講座が開催された。

上野さんは、『人間回復の瞬間（とき）』をテーマに、学校の先生になりたくて勉強を頑張っていた女学校時代のことから、ハンセン病を発症し父に連れられて星塚敬愛園に入所した時のこと、療養所で出会った夫との結婚、そして国賠訴訟を闘ってきたことなど、ご自身の体験と思いを話され、多くの学生が熱心に耳を傾けた。

上野さんは現在86歳、ハンセン病国賠訴訟第一次提訴の原告13人のひとりであり、現在は星塚敬愛園の自治会役員もされている。九州各地・各大学で招かれ、講演することが多いが、北海道へ来るのは生まれて初めてのことだった。

また、上野さんの付添として、鹿児島から「共に歩



画像3 お話される上野正子さん



画像4 ポプラ並木にて
(松下さん・上野さんと井上)

む会」の事務局長をされている松下さんが同行され、上野さんの話を補足する形で、ハンセン病問題に取り組んできた思いや経験を話された（浅川身奈栄）。

(2) 講演の感想

北星学園大学の学生たちと一緒に、ハンセン病国家賠償訴訟第1次原告、上野正子さん（86）のお話を聞いた。上野さんは沖縄・石垣島のご出身で、県立第二高等女学校1年生、13歳のときに鹿児島・星塚敬愛園に入所し、以来73年間、同園を生涯の地として生きてきた。

上野さんは、家族の愛に包まれた幼少期から、入所後の苦難に満ちた人生を淡々と語った。「らい予防法」が廃止され、平穏な日々を送るようになってからも、人生を奪われたことへの怒り、悲しみが消えることはなかったと思われるお話だった。ハンセン病への無知と偏見から患者の人権を全否定し、抹殺する施設を容認した社会の頹廢に、被害者が怒りと恐れを抱くのは当然だと思われた。

1940年、父親に連れられて垂水港で船を下りた上野さんは、行き先を告げたタクシー運転手に乗車拒否され、徒歩で26キロの道を星塚敬愛園に向かった。暗闇の中で崖から落ち、一夜をそこで過ごして、朝、通りかかった牛車に乗せてもらい、ようやく辿り着いたようだ。園到着後、水を飲もうとすると、「コップを使うな」と職員に制止され、汚れた手に父が注いでくれる水を飲んだことなどを、上野さんは昨日の出来事のように語った。それらは、上野さんの身に起こる苦難のささやかな予兆に過ぎなかった。

須山八重子という「偽名」を与えられた上野さんは少女舎に入れられ、治療部員として重症者の看護をするよう命じられた。当時1,000人以上いた入所者に対し看護婦は13人、資格を持っているのはその半数だったようだ。治療部員として働いた「対価」月額50銭は、ブリキでつくられた園内通貨で支払われた。施設運営

のあらゆる作業は患者自身が行わなければならなかった。逃亡を防ぐために有刺鉄線で囲まれ、懲罰のための監禁室も設置された施設は、「療養所」とは名ばかりの、まさに「強制収容所」そのものだった。

17歳になり、「乙女寮」に移った上野さんは、園から脱出するために健康な伴侶を求め、警察官だった上野清氏と結婚した。間仕切りもない12畳一間に4組もの夫婦が詰め込まれ、夜中、目が覚めると、自分の顔のすぐ傍に夫ではない男性の顔があって驚いたようだ。翌朝、洗濯のために手にした夫の下着が血とヨードチンキで汚れていた。理由を聞くと、「断種手術を受けた」という答えだった。入所者に子孫を残させないため、断種が結婚の条件とされていたのだ。自分に相談もないまま断種したことを「残念に思った」と語る上野さんだが、それが墮胎で妻を傷つけないための夫の愛情であったことを知っている。酷い話しであるが、園内には強制墮胎された嬰兒がホルマリン漬けにされ、外から見えるように何十体も陳列されていたようだ。

洗濯場に勤めるようになり、両手を熱湯火傷した上野さんは、処置が悪く、両掌が開かなくなった。過酷な労働と医療の不在が入所者の病状を重くした。

1996年、入所者たちの命をかけたたたかひによって「らい予防法」が廃止され、上野さんは1998年、国賠訴訟一次原告団に加わった。「感謝を知らないクリスチャンだ」と非難されたが、牧師からは「神の御心だから頑張れ」と励まされたようだ。「人間回復」を果たした2001年の勝利判決後、初めてふるさとに帰った上野さんを、小学校の同級生3人が迎えてくれた。高女の同級生の多くは、「白梅学徒隊」として沖縄戦で戦死していた。

日本のハンセン病政策とナチス・ドイツのユダヤ人絶滅政策は、思想的な背景や政策遂行の手法など、多くの共通性を指摘されてきた。現在のドイツでは、ナチスを擁護する発言、人種差別、反ユダヤ主義などは法律で厳しく禁止されている。ポーランドなど周辺国との和解を進め、ナチスの支配下、普通の市民が全体主義にのみ込まれた弱さを社会全体で克服しようと努力もしている。

ところが日本では昨年7月、麻生太郎副首相が「ワイマール憲法もいつの間にかナチス憲法に変わっていた。あの手口を学んだらどうか」と語り、今年2月には東京都内の図書館が所蔵する「アンネの日記」や関連書籍300冊以上が破損される事件が起きている。「南京虐殺」や「従軍慰安婦」など、日本が過去に行った恥ずべき侵略行為を「なかったこと」にする努力も執拗に続けられている。

「らい予防法」廃止に向けた元患者たちの叫びは衝撃

だった。「知らなかった」と私自身を含む多くの人が自己弁護を試みた。しかし、エイズ患者差別、障害者差別、沖縄差別、アイヌ差別、福島県の被曝者差別、在日韓国・朝鮮人に対するヘイトスピーチ、中国人蔑視、従軍慰安婦への侮蔑、同性愛者差別、ホームレスや生活保護利用者など経済弱者への差別、派遣労働者差別、等々……現に起こっている様々な差別を「知らなかった」と言い逃れることはできない。無知は何の支えにもならない。無知につけ込まれ、あったことを「なかったこと」にされるのがオチだろう。残念ながら、「らい予防法」の背後にあった、無知と偏見、非寛容、頽廃に、私たちの社会は今も深く蝕まれている。

講演の終わりに、上野さんはふるさと八重山を離れて73年の思いを、美しい声で歌った。胸に染みだ。身じろぎもせずに聞き入っていた学生たちは、上野さんのお話をどのように受け留めたのかと考えた（三田英二）。

おわりに～ハンセン病問題の課題について

ハンセン病問題について私達ができることは、まず知ること・学ぶことだと思う。

2013年12月から2014年1月にかけて、北海道や弁護士会等の共催による啓発事業（当会は後援団体として参加）「人権とハンセン病問題を考える教育セミナー」が、全道4か所（旭川・北見・札幌・函館）で開催された。札幌会場では2014年1月9日に北海道庁赤レンガ庁舎において、模擬授業、神美知宏全療協会長の講演、パネルディスカッションの内容で行われ、とりわけ教育現場でハンセン病問題をどのように子ども達に伝えるかを考える貴重な機会となった。

神さんは講演「ハンセン病問題をいかに次世代に伝えるか」の中で、「家族との絆を回復できないまま、70歳以上の入所者は90%を超え、80歳以上は66%となった。多くの人が『故郷の家族は苦勞していないだろうか。死ぬ前に一度墓参りをしたい』と願っている。各県で里帰り事業を行っているが、その90%以上は墓参りができていない。市民の反応は、『裁判でハンセン病問題は解決済み』と思っているが、行政的・法律的・社会的差別がいまだに存在している。近所からの通報で警官・保健所職員が来て、農作業中に手錠をかけられトラックの荷台へ載せられたケースもあった。家中真っ白に消毒され、それを市民が見ていた。作り出された差別、せめて墓参りくらいできるようにならないものか。官民一体となってすすめられた無らい県運動、国の政策を許した市民の責任を忘れないでほしい」と

語った。

平均年齢82.6歳の回復者の方々から、その体験や思い等の貴重なお話を聞き取り、私達ができることは何かを問い続けることは、まさに時間との闘いとも言える。高齢化に伴い各療養所の入所者自治会の維持運営が困難になってきており、ハンセン病問題を当事者の方々とともに、支え取り組んでいく市民の役割はますます大きくなっていると感じている。

併せて療養所をアウシュヴィッツのように「負の遺産」⁹⁾として残し、人権・教育の砦として利用することが、日本の歴史や私達の社会において、同じ過ちを繰り返さない事の誓いにもなる。栗生楽泉園（群馬）には、かつて全国の療養所からもっとも重い懲罰として「草津送り」と言われた「重監房」が存在した。ここには職員に対し反抗的な態度を取ったとされた患者（正当な要求をただけであっても）が送り込まれ、その半数以上が亡くなったという。この重監房が復元され、資料館として2014年度中にオープンする予定であり、私達もぜひ足を運びたいと考えている。

また、戦前日本の占領下時代、韓国・台湾において療養所に強制隔離された方々に対する日本政府の補償が、補償法改正（2006年1月）以降実施されており、韓国では現在もその認定作業が続けられている。

最後に、ハンセン病療養所の職員数について、全療協ニュースNo.994（2014年3月1日発行⁹⁾）に、在園保障作業部会の報告として、「25年度プラス・マイナス・ゼロ、26年度プラス1人でマイナスからプラスに転じた措置は評価できるとしても大幅な増員がなければ深刻な状況は解消されない」「職員の人手不足から生存権まで脅かされている療養所の実態は深刻で、その抜本的解決は一刻の猶予も許されない状況にあります。国の責任追及を怠るわけにはいかない、というのが私たちの立場である」との記載がある。回復者の方々が「ハンガーストライキも辞さない闘い」をしなくてもすむように、国は「最後の一人まで安心して暮らせるようにする」との約束を守るよう、私達も市民の一人として厳しく見守っていきたいと思う。

今後も市民学会等に参加し、学び交流するとともに、療養所訪問を通してハンセン病問題について考えて行きたい（浅川身奈栄）。

謝辞

2013年3月29～31日台湾楽生院訪問は、本学QOL研究所助成金の一部によって実現することができたことを記す。本報告をまとめるに際して、ご協力いただきました関係各位に深謝する。

参考文献

- 1) 北海道保健福祉部健康課特定疾患グループ：北海道ハンセン病問題検証報告書，北海道ハンセン病問題を検証する会議，p 84-85，2011 年 6 月
- 2) ハンセン病違憲国賠訴訟弁護団：開かれた扉～ハンセン病裁判を闘った人たち～，講談社，p 288，2003 年
- 3) 「人権とハンセン病問題を考える教育セミナー」において神美知宏氏の講演から（2014 年 1 月 9 日札幌）
- 4) 全療協ニュース No.993（2014 年 2 月 1 日）
- 5) 廣川和花：近代日本のハンセン病問題と地域社会，大阪大学出版会，2011 年
- 6) 朝日新聞：世界各地で反原発運動，朝日新聞朝刊，p 7～8，2013 年 3 月 10 日
- 7) 熊本日日新聞社編：ハンセン病とともに心の壁を超える，岩波書店，2007 年
- 8) 宮坂道夫：ハンセン病重監房の記録，p 174-175，集英社，2006 年
- 9) 全療協ニュース No.994（2014 年 3 月 1 日）

Think about issues related to Hansen's disease through visit
to sanatoriums (5)

Minae ASAKAWA

(Hokkaido Association for People Who Recovered from Hansen's Disease)

Masakazu INOUE

(Hokkaido Association for People Who Recovered from Hansen's Disease)

Minako HIGUCHI

(Hokkaido Association for People Who Recovered from Hansen's Disease)

Eiji MITA

(Hokkaido Association for People Who Recovered from Hansen's Disease)